（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の十一中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の四第一項」に改める。

第十一条の四第二項第一号を次のように改める。

一　出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額（育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。）又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金の額

第二十二条第一項第三号中「第二号」を「第三号」に改める。

第二十二条の三第三項中「第九十九条第四項第二号」を「第九十九条第四項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第九十九条第四項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額の合計額とする。

第二十五条の三第一項中「第二号を除く」を「第一号に係る部分に限る」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一号を除く」を「第三号に係る部分に限る」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、予算で定めるところにより、法第九十九条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべき金額を、当該事業年度における育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給の状況を勘案して組合に払い込むものとする。

第二十五条の四第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条第三項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の四第一項」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号を次のように改める。

一　出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額（育児休業支援手当金を支給する場合にあつては、育児休業手当金の額に育児休業支援手当金の額を合算した額とする。以下この号において同じ。）又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合　当該出産手当金の額、休業手当金の額、育児休業手当金の額又は介護休業手当金の額

第二十九条の見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条第一項中「法第百十三条第四項第一号」を「次の各号」に、「同項」を「法第百十三条第四項」に、「事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た」を「各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第百十三条第四項第一号に掲げる費用　当該事業年度における組合の当該費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額

二　法第百十三条第四項第一号の二に掲げる費用　当該事業年度における組合の当該費用の予想額

第四十三条第六項中「第七十条の三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

第四十三条の二の見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条中「法第百十三条第四項第一号」を「次の各号」に、「事業年度における警察共済組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に第二十九条第二項に定める割合を乗じて得た」を「各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第百十三条第四項第一号に掲げる費用　当該事業年度における警察共済組合の当該費用の予想額に第二十九条第二項に定める割合を乗じて得た額

二　法第百十三条第四項第一号の二に掲げる費用　当該事業年度における警察共済組合の当該費用の予想額

附則第三十条の二の三の見出し中「育児休業手当金及び介護休業手当金」を「育児休業手当金等」に改め、同条中「及び介護休業手当金」を「、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に改める。

附則第三十条の二の五第三項中「拠出金」の下に「（同号の拠出金にあつては、同条第四項の規定による地方公共団体の負担に係る費用に相当する部分を除く。）」を加え、「及び介護休業手当金」を「、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金」に、「費用を」を「費用（同条第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第八条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「同項（」を「同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含み、同条第一項（」に、「第二項並びに」を「第六十一条の十第一項第一号（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項第二号並びに第六十一条の十二第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含み、同条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める理由に係る部分及び同条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。）の命令等」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第九条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「及び同条第二十一項」を「、同条第二十一項」に、「の用」を「、同条第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業及び同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業の用」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第十条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第一号中「小規模保育事業」の下に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。

第十一条第一項中「第七十条の三」を「第七十条の四」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第六節　労働保険特別会計（第五十五条・第五十六条）
第七節　年金特別会計（第五十六条の二―第六十一条）
第八節　食料安定供給特別会計（第六十二条―第六十四条）」

を

「第六節　労働保険特別会計（第五十五条―第五十六条）
第七節　年金特別会計（第五十六条の二―第六十一条）
第八節　子ども・子育て支援特別会計（第六十二条―第六十四条）
第九節　食料安定供給特別会計（第六十五条―第六十六条）」

に改める。

第十二条中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（資金前渡のできる経費）

第十四条　各特別会計においては、会計法第十七条の規定により、次に掲げる経費について、主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一　労働保険特別会計の労災勘定における保険給付費並びに社会復帰促進等事業費のうち労災就学等援護費及び労災援護給付金